

重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業について

在宅の重度心身障害者（児）に対し、紙おむつを無償で支給します。

【対象者】

次の条件を全て満たす人が対象になります。

- ① 唐津市に在住であること。
- ② 在宅であること。（一部、施設入所でも認められる場合があります。）
- ③ いずれかの手帳を持っている人
 - ・ 身体障害者手帳の等級が1級か2級
 - ・ 療育手帳の障がい程度が A
- ④ 3歳以上で常時失禁状態であること。
※ 窓口で対象者の生活状況について聞き取りを行い、常時失禁状態であるかどうかを判定します。
- ⑤ 生活保護世帯 又は 所得割が非課税である世帯 であること。
- ⑥ 唐津市ねたきり高齢者紙おむつ支給事業（高齢者支援課）及び唐津市障害者等日常生活用具給付事業（障がい者支援課）による紙おむつの支給を受けていないこと。

※一部、配達を不可とさせていただいている地域があります。

【紙おむつの支給について】

市が指定する紙おむつ製品の中から対象者が希望するものを月1回支給します。支給枚数については、対象者1人当たり1月120枚以内までとさせていただきます。

【申請に必要なもの】

- 印かん（認印で可、シャチハタは不可）
※対象者が18歳未満の場合 ➡ 保護者の印鑑
対象者が18歳以上の場合 ➡ 対象者本人の印鑑 又は 申請者の印鑑
- 身体障害者手帳 又は 療育手帳

【支給されている紙おむつの変更について】

毎月の20日過ぎに、市が契約している業者に翌月分の発注を行います。支給されている紙おむつを変更したい、数量を変更したいなど紙おむつに関する変更を希望する場合は、20日(20日が閉庁日の場合、その前の開庁日)までに、障がい者支援課へ連絡をお願いします。

【届け出について】

次のケースに当てはまる場合は、届け出が必要です。

- いずれかの対象者の条件を満たさなくなったとき
(例:施設に入所し、在宅でなくなった)
- 紙おむつが不要になったとき
- 対象者の方が死亡されたとき

【課税状況調査について】

毎年6月に当該年度の市民税課税状況の調査を行います。その中で対象者の条件である「**生活保護世帯 又は 所得割が非課税である世帯 であること。**」に該当しなくなった場合、7月から支給を停止します。市が確認する課税状況については、次のとおりです。

《世帯の範囲》

- ・対象者が18歳以上の障がい者 ➡ 対象者とその配偶者
- ・対象者が18歳未満の障がい児 ➡ 対象者の属する住民基本台帳上での世帯

《市民税額の確認対象の年度》

- ・支給を受ける月が7月～翌年3月 ➡ 当該年度の市民税額を確認
- ・支給を受ける月が4月～6月 ➡ 前年度の市民税額を確認

(例)

令和5年7月 ～ 令和6年6月 の間に支給を受ける
➡ 令和5年度の市民税額を確認

令和6年7月 ～ 令和7年6月 の間に支給を受ける
➡ 令和6年度の市民税額を確認

【お住まいの地域の担当窓口について】

手続きを担当する窓口は、対象者のお住まいの地域によって異なります。

旧市内管内、北波多、肥前町、鎮西町、呼子町、七山 ➡ 障がい者支援課(りんく)

浜玉町 ➡ 浜玉市民センター総務・福祉課

厳木町 ➡ 厳木市民センター総務・福祉課

相知町 ➡ 相知市民センター総務・福祉課

(例)対象者の住所が唐津市鏡～ ➡ 障がい者支援課(りんく)

対象者の住所が唐津市鎮西町打上～ ➡ 障がい者支援課(りんく)

対象者の住所が唐津市浜玉町浜崎～ ➡ 浜玉市民センター総務・福祉課

対象者の住所が唐津市相知町相知～ ➡ 相知市民センター総務・福祉課

対象者の条件の1つである【**3歳以上で常時失禁状態であること。**】について、担当職員が聞き取りを行うことから、申請のために来庁する際は、事前に担当部署へ連絡して下さい。

【担当窓口の連絡先】

《障がい者支援課》

〒847-0016 佐賀県唐津市東城内 1 番 3 号

電話番号:0955-72-9150

《浜玉市民センター総務・福祉課福祉係》

〒849-5192 佐賀県唐津市浜玉町浜崎 1151 番地 1

電話番号:0955-53-7104

《厳木市民センター総務・福祉課福祉係》

〒849-3192 佐賀県唐津市厳木町厳木 997 番地

電話番号:0955-53-7114

《相知市民センター総務・福祉課福祉係》

〒849-3201 佐賀県唐津市相知町相知 2055 番地 1

電話番号:0955-53-7124

この事業は、モーターボート競走事業の収益金を活用して実施しています。